

令和8年度の介護保険制度

令和 8 年度介護報酬改定

- 1 介護職員等処遇改善加算の拡充
- 2 基準費用額（食費）の見直し

その他の介護保険制度の見直し

令和8年度介護報酬改定

令和8年度介護報酬改定の概要

概要

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の待遇改善については、（中略）他職種と遜色のない待遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（待遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

（厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会第253回（令和8年1月16日）資料）

（前略）令和9年度介護報酬改定を待たず、期中改定を実施する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の待遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。

1 介護職員等待遇改善加算の拡充

- ・介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げ
 - ・生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置
- ※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）

※これまで待遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに待遇改善加算を設ける。

2 基準費用額（食費）の見直し

- ・また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、**介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引上げ**（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）

（令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄））

令和8年度介護報酬改定

1 介護職員等処遇改善加算の拡充

概要

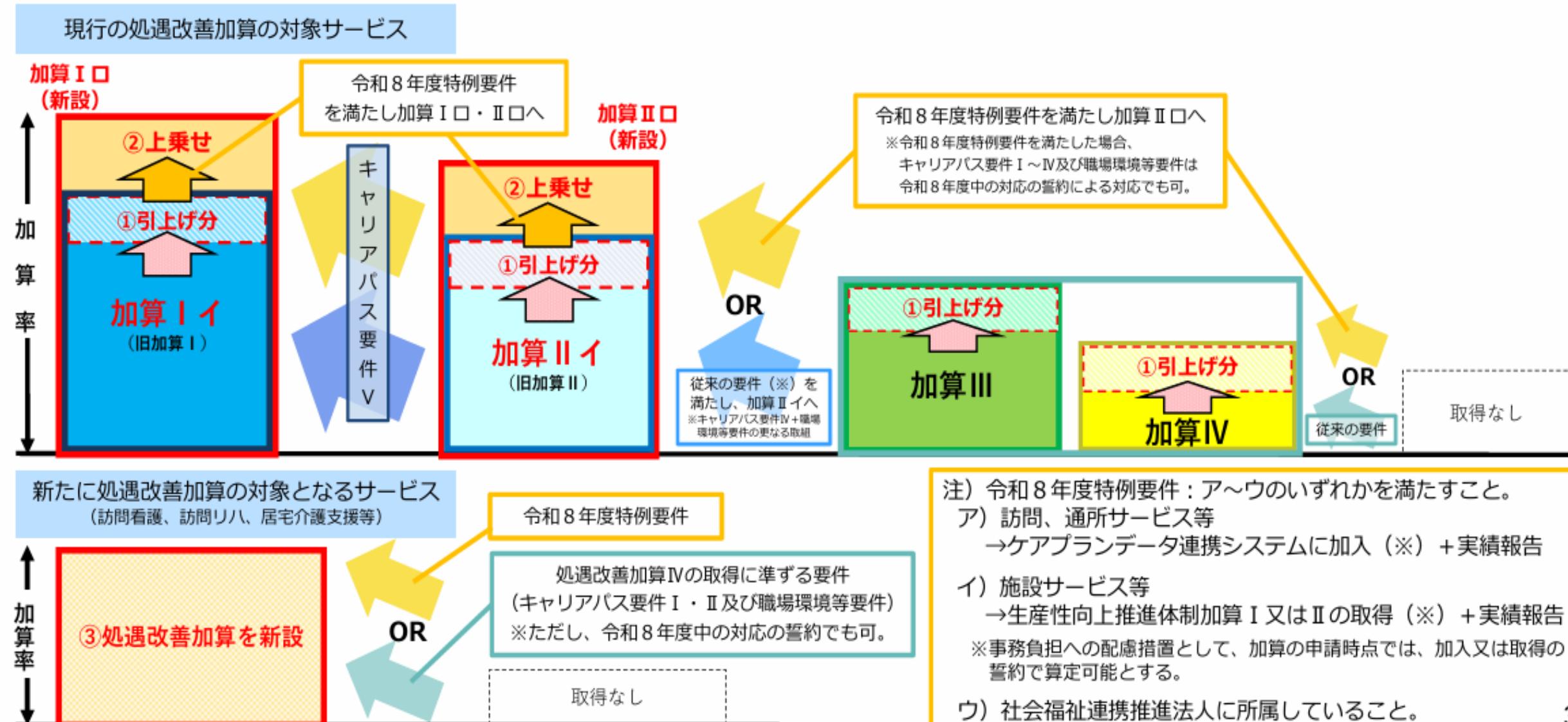
- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置。生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現
- ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大（加算率の引上げ）
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設置（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
- ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設

処遇改善加算とは

- ・介護報酬の「処遇改善加算」は、介護職員の賃金や勤務環境の改善を目的とした加算制度
- ・介護職員の給与体系の整備や労働環境の向上により、人材を確保し、質の高い介護サービスを提供することを目指すもの
- ・加算の取得要件（昇給の仕組、職場環境の整備など）の充足度に応じて4段階設定

令和8年度介護報酬改定

1 介護職員等処遇改善加算の拡充



令和8年度介護報酬改定

2 基準費用額(食費)の見直し

概要

- 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定める。
- 近年の食材料費の上昇や、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差（令和7年度介護事業経営概況調査）
令和9年度改定を待たずに、令和8年8月から食費の基準費用額を100円／日引上げ。
- 負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、利用者負担第3段階①の利用者は30円／日、第3段階②の利用者は60円／日引上げ。（第1・第2段階は据え置き）



その他の介護保険制度の見直し

(令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会)

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加とともに、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中であっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

1 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

- 大都市部**（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）／**一般市等**（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）
 - ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

II 地域包括ケアシステムの深化

1 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村・関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要

2 医療・介護連携の推進

- 医療と介護の協議の場等

3 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

- 有料老人ホームにおける安全性及び質の確保 ほか

4 介護予防の推進、総合事業の在り方

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進。総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築

○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点

- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備

5 相談支援等の在り方

○頼れる身寄りがない高齢者等への支援

- ・頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題の議論を地域ケア会議の活用を推進

○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加。実務経験年数を5年から3年に見直す ほか

6 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進

その他の介護保険制度の見直し

(令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会)

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1 総合的な介護人材確保対策

○人材確保のためのプラットフォーム

- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等

- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化

- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援

○事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

○科学的介護の推進

- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化

IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

1 2040年を見据えた介護保険事業(支援)計画の在り方

○中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応

- ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する

2 給付と負担

○1号保険料負担の在り方

- ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定を引き続き検討

○「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準

- ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討。第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る

- ・「現役並み所得」の判断基準について、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討

○多床室の室料負担

○ケアマネジメントに関する給付の在り方

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

○被保険者範囲・受給者範囲

○金融所得、金融資産の反映の在り方

○高額介護サービス費の在り方

3 その他の課題

○高齢者虐待防止の推進

- ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する

○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進

- ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする

○要介護認定・申請代行が可能な者を拡大する

- ・主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化